

4月7日は、北海道知事、道議会議員選挙の投票日です

投票日 4月7日(日)

投票時間 午前7時～午後6時まで

投票場所 入場券に記載の場所

持ち物 入場券

投票ができる方には、投票所への入場券を郵送いたします。もし届いていないときは、選挙管理委員会までご連絡ください。

津別町で投票できる人

- ①平成30年12月28日までに津別町に住民登録され、引き続き町内に住んでいる人
- ②投票日当日満18歳以上の人

《投票の注意》

入場券は、あなたが選挙人であることを証明するものであり、受付や投票用紙交付の整理券でもありません。忘れずに持参しましょう。

投票の順序

まず、知事の投票から

投票所では、受付をしてから最初に北海道知事の投票を行います。

- ①平成30年12月28日までに津別町に住民登録され、引き続き町内に住んでいる人
 - ②投票日当日満18歳以上の人
- ※投票箱には、知事選挙用、道議選挙用の2種類があります。間違えないように、投票してください。
- 次に、道議の投票です
- 知事の投票が済んだら、今度は道議会議員の投票です。
- ①受付で入場券を渡し
 - ②浅黄色紙に黒色インク刷りの投票用紙を受け取って
 - ③指定された場所で、候補者名を記入し
 - ④道議選挙用の投票箱に入れてください。

期日前投票所のご案内

投票日に投票所に行けない人のために、期日前投票所を開設します。

期 間 知事は3月22日(金)から4月6日(土)まで
道議は3月30日(土)から4月6日(土)まで

時 間 午前8時30分～午後8時

場 所 津別町議会議事堂1階
町民懇談室

持ち物 入場券

出張や旅行で投票に行けない方へ

長期の出張や旅行などで、津別町で投票できない場合、滞在先の市町村の選挙管理委員会に投票をすることが出来ます。

手続きについては、選挙管理委員会までお問い合わせください。

平成30年12月29日以降の転入者の投票方法

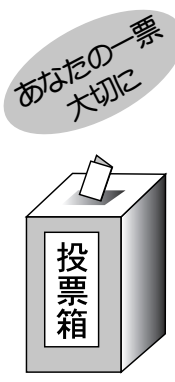
平成30年12月29日以降に道内の他市町村から津別町に転入し住民登録され、引き続き居住されている方は、次の方法のいずれかにより、投票することになります。その際、津別町に引き続き住んでいることを証明す

る『居住証明書』が必要になります。津別町役場の住民窓口で発行(無料)しています。

- ①転入前の市町村で投票
転入前の市町村選挙管理委員会に『居住証明書』を持参し、そこで投票を行ってください。
- ②転入後の津別町で投票
『居住証明書』を添えて、転入前の市町村選挙管理委員会へ投票用紙の請求をし、郵送されてきた投票用紙(絶対開封しないでください)を津別町選挙管理委員会に持参し、投票を行ってください。請求から投票まで日数を要しますので、早めに請求をしてください。

開票について

開票は4月7日の午後8時から、中央公民館で行います。参観は自由です。会場では静かに参観されるようお願いいたします。



《問い合わせ先》
津別町選挙管理委員会
電話代表 ☎76-2151
(内線3333・286)
夜間直通 ☎76-2155

